

国際裁判部の設置及び運営に関する規則(仮訳)

[施行 2018. 6. 13] [大法院規則第 2789 号、2018. 5. 29 制定]

第 1 章 総則

第 1 条（目的）この規則は「法院組織法」（以下、「法」という）第 62 条の 2 に基づく外国語弁論許可の手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）この規則で使う用語の意味は次のとおりである。

1. 「国際事件」とは、法第 62 条の 2 第 1 項に基づき、当事者が法廷にて外国語で弁論することを法院が許可した事件をいう。
2. 「国際裁判部」とは、法第 62 条の 2 第 2 項に基づき、国際事件を専任する裁判部をいう。

第 2 章 国際裁判部の設置及び運営

第 3 条（設置）①国際裁判部を設置する法院は次のとおりである。

1. 特許法院
 2. ソウル中央地方法院
- ②次の各号の法院の長は国際事件の数などを考えて必要な場合、国際裁判部を設置することができる。
1. 大田地方法院
 2. 大邱地方法院
 3. 釜山地方法院
 4. 光州地方法院

第 4 条（運営）①国際裁判部を設置した法院は国際事件の裁判に必要な通訳・翻訳の業務を行うための通訳翻訳センターを設置・運営することができる。

②国際裁判部には外国語能力や国際事件に関する専門性を備えた、法第 53 条の 2 に基づく裁判研究員を配置することができる。

第 3 章 外国語弁論許可の手続き

第 5 条（許可の要件）法院は法第 62 条の 2 第 1 項に基づく知的財産権等に関する事件中、次の各号のいずれに該当する事件に対し、当事者の同意を受けて当事者が法廷にて外国語で弁論することを許可することができる。ただし、裁判を顕著に遅延させる場合はその限りではない。

1. 当事者が外国人である事件
2. 主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件

3. その他、これに準ずる国際的な関連性がある事件

第 6 条（申請及び同意）外国語弁論の申請及び同意は第 1 審と控訴審の各第 1 回弁論期日の前に書面でしなければならない。ただし、法院は第 1 回弁論期日以後の申請及び同意に対してもその必要性が顕著だと認める場合、外国語弁論を許可することができる。

第 7 条（許可の効力）外国語弁論の許可は当該審級のみに効力がある。

第 8 条（許可の取消）①法院は次の各号中のいずれかに該当する場合、外国語弁論の許可を取り消すことができる。

1. 当事者全員が外国語弁論の申請及び同意を撤回する場合
2. 外国語弁論により、裁判の進行に顕著な支障が生じる場合

②第 1 項の許可取消は既に行われた裁判には影響を及ぼさない。

第 4 章 認められる外国語の範囲

第 9 条（外国語の範囲）法第 62 条の 2 第 3 項に基づく国際事件で認められる外国語は英語とする。ただし、当事者の申請により、英語以外の外国語を認めることもできる。

第 5 章 国際事件の裁判

第 1 節 弁論期日

第 10 条（裁判長の訴訟指揮）裁判長は国際事件訴訟の指揮に韓国語を使う。

第 11 条（通訳）①法院は国際事件の弁論期日に裁判部の発言や弁論に参加する人の発言を通訳者に通訳させる。

②通訳者が許可された外国語を韓国語に、韓国語を許可された外国語に通訳する場合は同時通訳を原則とする。

③弁論に参加する人が許可された外国語又は韓国語を聞き取る、話すことに支障がある場合、通訳者に許可された外国語又は韓国語で通訳させる。

第 12 条（文書と翻訳文の添付）①国際事件で許可された外国語で作成された文書には翻訳文を付けない。ただし、法院は訴訟手続の円滑な進行のために顕著に必要な場合、翻訳文の提出を命じることができる。

②当事者は許可された外国語でない外国語で作成された文書に対しは韓国語又は許可された外国語の翻訳文を付けないといけない。

第2節 決定、命令、弁論調書の作成

第13条（決定、命令）①国際事件における決定、命令は韓国語とする。

②決定書、命令書は韓国語で作成し、当事者に許可された外国語の翻訳文を送付することができる。

第14条（弁論調書の作成）国際事件で弁論調書は「民事訴訟法」第159条第1項及び第2項に基づき、録音テープ又は速記録を調書の一部とする方式を原則とする。ただし、「民事訴訟規則」第36条第3項は適用しない。

第3節 判決の宣告

第15条（宣告の方式）国際事件の判決は韓国語で作成し宣告する。

第16条（判決の効力）上訴期間の起算及び判決の効力は韓国語で作成された判決書を基準とする。

第17条（判決書の翻訳）法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、「法院事務官等」という）は判決書の正本送達後、当事者に判決書に対する許可された外国語の翻訳文を送付する。

第4節 上訴

第18条（控訴又は上告の特例）①国際事件に対して控訴する場合、当事者は「民事訴訟法」第398条で準用する第277条にかかわらず、許可された外国語で作成された控訴状を提出することができる。

②国際事件に対して上告する場合も第1項と同じである。

第19条（上告記録送付の特例）①原審法院の法院事務官等は上告記録調製時において許可された外国語で作成された文書がある場合、これに対する韓国語の翻訳文を添付しなければならない。ただし、原審裁判長はその翻訳に必要な範囲を指定することができる。

②国際事件が上告される場合、「民事訴訟法」第425条が準用する第400条で定める記録送付期間に訴訟記録の翻訳に必要とされる期間は算入しない。

附則<大法院規則第2789号、2018.5.29>

この規則は2018年6月13日から施行する。

◇制定理由

知的財産権関連訴訟を担当する法院に外国語の弁論及び証拠提出が可能な国際裁判部を設置することで、国際的な司法接近性を強化し、法院の専門性を高める内容へと「法院組織法」が改正(法律第 15152 号、2017. 12. 12 公布、2018. 6. 13 施行)され、法廷にて外国語で弁論することを許可する手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を定めるためである。

◇主要内容

- 「法院組織法」(以下、「法」という)第 62 条の 2 に基づく外国語弁論許可の手続き、国際事件で認められる外国語の範囲、国際事件の裁判及び国際裁判部の運営に必要な事項を規定する(第 1 条)
- 規則で使う用語を定義する(第 2 条)
- 特許法院とソウル中央地方法院は国際裁判部を設置し、大田地方法院、大邱地方法院、釜山地方法院及び光州地方法院は国際事件の数などを考えて必要な場合、設置できるようにする(第 3 条)
- 国際裁判部を設置した法院は国際事件の裁判に必要な通訳・翻訳の業務を行うための通訳翻訳センターを設置・運営することができるようにし、国際裁判部には外国語能力や国際事件に関する専門性を備えた、法第 53 条の 2 に基づく裁判研究員を配置するようにする(第 4 条)
- 法第 62 条の 2 第 1 項に基づく知的財産権等に関する事件中、当事者が法廷にて外国語で弁論するための許可要件を規定する(第 5 条)
- 外国語弁論の申請及び同意は原則として第 1 審と控訴審の各第 1 回弁論期日の前までとし、必ず書面にしなければならない(第 6 条)
- 外国語弁論の許可の効力は当該審級に限る(第 7 条)
- 外国語弁論の許可を取り消すことができる場合と取消の追及効に対して規定する(第 8 条)
- 法第 62 条の 2 第 3 項に基づく国際事件で認められる外国語は英語を原則とする(第 9 条)
- 裁判長は国際事件の訴訟指揮に韓国語を使う(第 10 条)
- 法院は裁判部の発言や弁論に参加する人の発言を通訳させ、同時通訳を原則とする(第 11 条)
- 国際事件で許可された外国語で作成された文書には翻訳文を添付しないことを原則とする(第 12 条)
- 国際事件における決定、命令は韓国語で、決定、命令書も韓国語で作成するが、当事者に許可された外国語の翻訳文を送付する(第 13 条)
- 国際事件における弁論調書は「民事訴訟法」第 159 条第 1 項及び第 2 項に基づき、録音テープ又は速記録を調書の一部とする方式を原則とし、録音テープ又は速記録を調書の

一部とする場合、上訴が提起されるか、裁判官が変わる場合も調書の要旨を整理して調書を作成せずに済むようにする（第 14 条）

○国際事件の判決は韓国語で作成し宣告する（第 15 条）

○上訴期間の起算及び判決の効力は韓国語で作成された判決書を基準とする（第 16 条）

○法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補（以下、「法院事務官等」という）は判決書の正本送達後、当事者に判決書に対して許可された外国語の翻訳文を送付する（第 17 条）

○国際事件に対して控訴する場合、当事者は許可された外国語で作成された控訴状を提出することができるようにし、上告する場合にも準用する（第 18 条）

○原審法院の法院事務官等は上告記録調製時において許可された外国語で作成された文書がある場合、これに対する韓国語の翻訳文を添付し、国際事件が上告される場合、記録送付期間に訴訟記録の翻訳に必要とされる期間は算入しない（第 19 条）

< 法院行政処提供 >

本仮訳は、法院行政処で発表した「国際裁判部の設置及び運営に関する規則」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=203633&viewCls=lsRvsDocInfoR#0000>)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。